（厚生年金保険法第三十一条の二の規定による保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第百六十四条の九　厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（組合が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一　厚生年金保険の被保険者期間の月数

二　最近一年間の被保険者期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額

三　被保険者期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額

四　国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号（ロを除く。）に掲げる事項

五　国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六　その他必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（組合が行うものに限る。）が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同条の通知は、当該被保険者に係る前項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一　国民年金法施行規則第十五条の四第二項第一号に掲げる事項

二　すべての国民年金法第七条第一項第一号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額

第六章中第百六十五条の前に次の一条を加える。

（法第八十三条の規定による充当を行うことができる場合）

第百六十四条の十　法第八十三条の規定による退職等年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権への充当は、次に掲げる場合に行うことができる。

一　退職年金の受給権者の死亡を給付事由とする法第九十三条第一項に規定する一時金の支給を受ける者が、当該退職年金の受給権者の死亡に伴う当該退職年金の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二　公務障害年金の受給権者の死亡を給付事由とする公務遺族年金の受給権者が、当該公務障害年金の受給権者の死亡に伴う当該公務障害年金の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

三　公務遺族年金の受給権者が同一の給付事由に基づく他の公務遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該公務遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

第百七十三条第一項及び第三項中「給料及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第六十八条第七号」を「第六十八条第一項第六号」に改める。

第百七十四条の見出しを「（請求書等の確認）」に改め、同条第一項中「（特例継続組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「を除き、市町村連合会」の下に「。この項において同じ。」を加え、「の証明を受けなければならない」を「を経由して、組合に提出しなければならない」に改め、同項各号を次のように改める。

一　組合員又は組合員であつた者の組合員期間等証明書

二　年金受給権者再就職届書

三　傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の請求書

四　第百三十一条第一項又は第三項に規定する申出書又は届出書

五　育児休業等掛金免除申出書又は育児休業等掛金免除変更申出書

六　産前産後休業掛金免除申出書又は産前産後休業掛金免除変更申出書

第百七十四条第二項中「の証明を受けなければならない」を「を経由して、組合に提出しなければならない」に改める。

第百七十五条第一項中「別紙様式第三十九号による」を削り、「被扶養者」の下に「、標準報酬の月額、標準期末手当等の額」を加える。

第百七十六条第一項中「別紙様式第十三号の」を削る。

第百七十八条の二を次のように改める。

（継続長期組合員となつた者の資格取得の届出等）

第百七十八条の二　継続長期組合員となつた者は、法第百四十条第一項に規定する転出（以下この条において「転出」という。）の後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した継続長期組合員資格取得届書を当該転出の際に所属していた組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び生年月日

二　転出をした日

三　転出の際に所属していた所属機関の名称及び所在地

四　転出をした者が法第百四十条第一項に規定する公庫等職員（次項第二号において「公庫等職員」という。）となつた日

五　法第百四十条第一項に規定する公庫等の名称及び所在地

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ転出をしたことを証明する書類

二　引き続き公庫等職員となつたことを証明する書類

3　法第百四十条第三項の規定により継続長期組合員であるものとみなされることとなつた者は、同項に規定する他の公庫等職員（以下この項において「他の公庫等職員」という。）となつた日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した継続長期組合員転出入届書に引き続き他の公庫等職員となつたことを証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び生年月日

二　他の公庫等職員となつた日

三　他の公庫等の名称及び所在地

4　組合は、第一項又は前項の届書の提出があつたときは、これらの書類を提出した者の氏名、決定した標準報酬の月額及び標準期末手当等の額、当該標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する掛金及び負担金の率その他必要な事項を転出に係る公庫等又は他の公庫等に通知しなければならない。

5　公庫等は、継続長期組合員に賞与（厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。）を支給したときは、遅滞なく、当該賞与の額その他必要な事項を組合に通知しなければならない。

6　継続長期組合員が法第百四十条第二項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、その者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した継続長期組合員資格喪失届書を転出の際に所属していた組合に提出しなければならない。

一　組合員又は組合員であつた者の氏名及び生年月日

二　継続長期組合員の資格を喪失するに至つた事由

三　前号の事由が生じた時に所属していた公庫等の名称及び所在地

7　前項の届書には、同項第二号の事由に該当したことを証明する書類を添えなければならない。この場合において、転出の日から起算して五年以内に引き続き職員となつた者は、当該書類に併せて、その旨を証明する書類を添えなければならない。

第百七十八条の三を削る。

第百七十九条第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同条第二号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下に「（平成三年法律第七十六号）」を加える。